

第5期多摩区地域福祉計画策定について

1 計画の位置づけ

- (1) 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画
- (2) 身近な生活に関連する個別計画(高齢・障害・児童等)を横串した計画
- (3) まちづくりや教育等生活関連分野との連携した計画
- (4) 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンを進める上での行動計画

2 計画期間

第5期計画は平成30年度から32年度までの3か年の計画

3 策定にあたり

- (1) 「川崎らしい地域包括ケアシステム」の構築のため地域みまもり支援センターにおいて実施する「個別支援の強化」と「地域力の向上」に向けた取組を反映する。
- (2) 社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画との連携を図る。
- (3) 市総合計画に基づき、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちかわさき」を目指し、第2期実施計画との整合性を図る。

4 市地域福祉計画と区地域福祉計画との関係

川崎市の地域福祉計画

《市計画》 ※社会福祉法108条の支援的要素と基盤整備要素も合わせ持つ。
実態調査等を通じて住民から出された福祉課題等に、全市的な取り組みの理念や方向性を示し、3か年の施策を展開していく上での柱立てや地域福祉推進の基本事項を定めるものである。
・分野別計画を地域という視点で横断的につないで連携していく仕組みづくり
・全市的な課題解決に向けた取組を行うとともに区計画の支援を行う

《区計画》
住民に最も身近な区域の地域特性に応じて展開される計画であり、達成すべき目標に向かって実現可能性の高い方策・手順などを示し、住民や各種民間団体とともに協働する行動計画である。
・区の共通の地域課題や区の保健、福祉に関する考え方
・各区における保健・福祉等、地域福祉推進の取組

5 策定の手順

(1)事業所管課(地域ケア推進担当)が中心となり、地域福祉に関わる区の事業所管課及び委託事業者と調整を図りながら計画書を作成

- (仮称)策定会議の開催
- ・地域課題(区単位、地区単位)の抽出、分析、整理
- ・基本理念、基本目標の検討
- ・主要な取組等の検討
- ・基本理念、基本目標に係る区役所業務(事業/取組)の検討
- ・計画書(案)の作成
- ・パブリックコメント、区民説明会の開催
- ▼計画書の確定

(2)上記の作業と並行して、多摩区支え合いのまちづくり推進会議で報告

- ・年4回の開催を予定
- ・各委員からいただいた意見を計画書に反映

6 スケジュール(案)

資料7「平成 29 年度 第5期多摩区地域福祉計画策定スケジュール」を参照